

【事例3】 シェアサイクルの取組（公共用地等へのサイクルポート設置の在り方の好事例）

「無余地性の基準」の適用を道路管理者が判断する際、国の事務連絡により、経済的な要素や利用者の利便等を含めた諸般の事情を考慮できることとなっている。鹿児島県鹿児島市では、現に道路用地に設置しているシェアサイクルポートの占用場所から約300～400メートル離れた位置に余地が存在するものの、利用者の利便性を考慮し、道路の敷地外に余地がないと判断された。

都市公園法（昭31法79）第5条第1項に基づき、公園管理者以外でも、申請により公園施設内の設置や管理が可能であることから、岡山県岡山市では、岡山県管理の公園において、岡山市の申請によりポートを設置している。

2 シェアサイクルの導入促進に係る税制特例

シェアサイクルの普及促進を図るため、令和3年度税制改正において、市町村自転車活用推進計画に記載されたシェアサイクル事業を対象として、シェアサイクルポートの設置に係る固定資産

税の特例措置を創設し、令和5年の地方税法改正により、令和6年度末まで特例期間が延長された（令和5年4月1日に改正地方税法施行。特集-第34図）。

特集 - 第34図 シェアサイクルの導入促進に係る税制特例（固定資産税）

○一定の要件を満たすシェアサイクルポートの設置物・附属物について、3年間、固定資産税の課税標準を3/4に軽減。

- ・対象事業：自転車活用推進法に基づく市町村自転車活用推進計画に記載されたシェアサイクル事業で、立地適正化計画の都市機能誘導区域内に存在し、一定の規模等の要件を満たすシェアサイクルポートの整備
- ・対象設置物：ラック、自転車、登録機、充電装置、雨除け等



（シェアサイクルポート（左：北九州市，右：静岡市））

第7節 幼児乗せ自転車の安全な利用

幼児用座席付自転車は、子供との外出に便利な交通手段となっている。最近では、電動アシスト機能が付いている製品も多い。

自転車に幼児を同乗させることに係る乗車人員の制限は、都道府県公安委員会規則において定め

られており、幼児用座席に幼児1人を乗車させること、幼児2人同乗用自転車の幼児用座席に幼児2人を乗車させることを認めているところである。

しかし、幼児用座席付自転車は通常の自転車よ

りも重い上に、更に子供を1人又は2人乗せるため、走行中や停車中にバランスを崩して転倒や転落するなどして、けがをする事故が起きている。

1 子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議

子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議は、子供の事故を防止するため、保護者の事故防止意識の向上のみならず、教育・保育施設等の関係者による取組、子供の事故防止に配慮された安全な製品の普及等を総合的に取り組む必要があり、関係府省庁が緊密に連携して子供の事故防止の取組を推進するため、平成28年6月に、消費者庁を中心に、関係府省庁の課長級を構成員として設置されたものである。

子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議の取組として、毎年実施されている「子どもの事故防止週間」に併せて、平成30年5月に、「子どもを乗せた「幼児用座席付自転車の事故」(転倒など)に気を付けましょう」と注意喚起の広報を実施した。

具体的には、子供を乗せた幼児用座席付自転車の転倒、転落等の事故は、走行中だけでなく、停車中にも転倒等の事故が発生していることを示した上で、保護者等へのアドバイスとして、乗車前の注意、走行中に注意すべき点、停車している時に注意すべき点、自転車の整備点検の重要性等について注意喚起している。



(ニュースリリース 注意喚起 (抄))

2 消費者安全調査委員会「幼児同乗中の電動アシスト自転車の事故」調査報告書

幼児乗せ自転車は、保護者と幼児の重要な移動手段である一方、自転車が転倒し乗車している幼児が落下するなどの事故が発生した場合には、要配慮者である幼児が重度の障害を被る可能性も高い。そのため、消費者庁の消費者安全調査委員会において、消費者安全法(平21法50)第23条第1項の規定に基づき、幼児同乗中の電動アシスト自転車の事故について、平成30年11月から事故等原因調査が行われた。令和2年12月に「消費者安全法第23条第1項の規定に基づく事故等原因調査報告書」を公表している。

報告書では、幼児同乗中の自転車の停車中、走行中の転倒リスクに関し、多様な観点から要因の抽出を行っており、転倒リスク要因と再発防止策を示している。

スタンドを立てて停車している自転車は、前輪の接地点と、スタンドの両端の三角形で支えられているが、幼児・荷物の乗せ降ろしやその動きによって、その重心位置が三角形からはみ出ると転倒リスクが高まる。これらへの対応策として、できるだけ幅が広くしっかりしたスタンドを備えた自転車を選ぶことなどを提言している。

走行中の転倒に関しては、車道と歩道の段差などの外的要因に対して安心して走行できる自転車の検討や、幼児用座席の揺れを抑えた取付方法への改善など、転倒リスクを低減する可能性のある提言をしている。

なお、報告書の詳細については以下のURLを参照。

https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_016/

3 「幼児乗せ自転車を安全に利用するためのポイント」

報告書の内容を踏まえ、消費者安全調査委員会では、幼児同乗中の自転車の転倒を防止し、安全に利用するためのポイントをまとめている。

(1) 停車中の転倒事故を防止

停車中の転倒事故を防止するためのポイントとして

- 自転車に乗せる前にヘルメットを装着する

こと

- 子供を前の座席に乗せた状態はとても不安定であること
- 転倒につながる危険を防止するために、
 - ・荷物は左右バランスよく（ハンドルにぶら下げない）
 - ・自転車を停車する場所のわずかな傾きにも注意する
 - ・子供を自転車に乗せたら常に支えられる体勢でいる
 - ・幅が広くしっかりとしたスタンドを備えた自転車を選ぶ

を挙げている。

(2) 運転中の転倒事故を防止

運転中の転倒事故を防止するためのポイントと

して、車道と歩道の段差（5センチメートル）は要注意で、避けるように促しており、やむを得ない場合は速度を落とし、できるだけ大きな角度をつけて段差を乗り越えることが重要だとしている。

(3) 幼児乗せ自転車の選び方

幼児乗せ自転車を選ぶ場合のポイントとして、子供を1人乗せる場合は、「後ろ乗せタイプ」を選ぶことを推奨している。理由としては自転車のハンドルによるふらつきが小さく、転倒の危険が少なくなるためとしている。

子供を2人乗せる場合は、「前乗せタイプ」を選択して、後ろ座席を付ける方がハンドルのふらつきが小さく、運転もしやすく転倒の危険が少なくなるためとしている。

自転車の転倒事故からお子さまを守りましょう！
 ～幼児乗せ自転車を安全に利用するためのポイント～
消費者安全調査委員会「幼児用車中の転倒防止」自転車の安全」調査報告書より

停車中の転倒事故を防止するために

1. まずヘルメットをかぶせる！⇒乗車させる
 ⇒シートベルトをしっかり締める

●ヘルメットは、必ず、子どもを自転車に乗せる前に装着！
 多くの乗車中の転倒事故では、顔のみ、後ろのみ、前後2人乗車のすべての子供の顔で、前後座席の両方に多く見られます。顔の保護に子どもを乗せたまま、後ろの座席の子どもなどの乗せ降ろしをするこゝろで発生します。
 ※スタンドを立てて停車している自転車は、他の乗客とスタンドの位置の相違点にも注意してください。この場合、乗客の顔がスタンドの位置にぶつかると、転倒につながる危険があります。この場合、乗客の顔がスタンドの位置にぶつかると、転倒につながる危険があります。この場合、乗客の顔がスタンドの位置にぶつかると、転倒につながる危険があります。

2. 子どもを前の座席に乗せた状態はとても不安定
 ●前の座席でのケガは、後ろの座席の約6倍
 乗車中の乗客の転倒事故では、顔のみ、後ろのみ、前後2人乗車のすべての子供の顔で、前後座席の両方に多く見られます。顔の保護に子どもを乗せたまま、後ろの座席の子どもなどの乗せ降ろしをするこゝろで発生します。
 ※スタンドを立てて停車している自転車は、他の乗客とスタンドの位置の相違点にも注意してください。この場合、乗客の顔がスタンドの位置にぶつかると、転倒につながる危険があります。この場合、乗客の顔がスタンドの位置にぶつかると、転倒につながる危険があります。この場合、乗客の顔がスタンドの位置にぶつかると、転倒につながる危険があります。

3. 転倒につながる危険はここに

●荷物ばらばらよく
 自転車の重心がハンドルからずれた場合は、乗客が転倒する危険が大きくなります。特にハンドルにぶら下げることはやめましょう。

●常に変えられる体勢で
 自転車に乗せられたら、決して背中を乗せず、いつでも変えられる体勢でいることが大切です。

●しっかりとしたスタンドを
 幼児乗せ自転車は、できるだけ幅が広くしっかりとしたスタンドを備えた自転車を選びましょう。また、点検時にはスタンドのふらつきや歪みなどもチェックしましょう。

運転中の転倒事故を防止するために

4. 車道と歩道の段差は要注意
 ●柱車道などへの車の出入口の段差の乗り越えは避ける。
 または、ゆっくりと大きな角度で！
 自転車などへの車の出入口の段差は5cmが多く、転倒の恐れがあります。できるだけゆっくりと、前方に歩道などでの転倒を避けたい場合は、速度を落とし、できるだけ大きな角度をつけて乗り越えることが重要です。

幼児乗せ自転車の選び方

5. 子どもを1人乗せる場合

●1人乗せる場合は、「後ろ乗せタイプ」を選び、後ろ座席に乗せることが望ましい
 子どもを1人乗せる場合は、後ろ座席に乗せた方が、ハンドルのふらつきが小さく転倒の危険は少なくなります。そのため、初めて乗るには後ろ乗せタイプが望ましい選択です。

●後ろ乗せタイプ
 ※後ろの座席はハンドルに引っかけた状態で設置

6. 子どもを2人乗せる場合

●2人乗せる場合は、「前乗せタイプ」を選び、前後に乗せることが望ましい
 子どもを2人乗せる場合は、「前乗せタイプ」を選択して後ろ座席を付ける方が、ハンドルのふらつきが小さく、運転もしやすく、転倒の危険は少なくなります。なお、前乗せタイプの自転車は足踏力が小さいため、荷物の載せ方に注意が必要です。

●前乗せタイプ
 ※前座席はハンドル中央に設置

●注意
 注釈によって「後ろ乗せタイプ」にする場合は、前座席をハンドルに引っかけず、運転席周りのスペースに余裕のある（足元が広いなど）自転車を運転することが重要です。

前回の点検で注意するポイント

7. ブレーキの点検、保守

●幼児乗せ自転車では、前後両方のブレーキが重要
 幼児乗せ自転車は、重量が大きく、停止する際には、前後両方のブレーキが確実に効かないと危険に陥ります。前方のものに重点をおくべきではありません。ブレーキパッド（摩擦板の部分）のすり減りや歪みなどが確認されるので、乗る前の点検や定期的点検で、前後両方のブレーキのチェックをすることが、幼児乗せ自転車では大変重要です。

本資料にあるイラスト及び調査報告書や関連の資料を、消費者庁のウェブサイトと掲載しています。

消費者安全調査委員会 令和3年1月28日
https://www.caa.go.jp/policies/council/csiso/report/report_016/

(幼児乗せ自転車を安全に利用するためのポイント)